

協議第5号

条例・規則等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

| | |
|---|---------------|
| 協議項目 | 14 条例・規則等の取扱い |
| <p>1 <u>条例・規則等については、幕別町の条例・規則等を適用する。</u></p> <p>2 <u>各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえ規定の整理を行うものとする。</u></p> | |

「協議第5号 条例・規則等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

| 協議項目 | 14 条例・規則等の取扱い | |
|-------|--|---|
| 調整の内容 | 決定済 | 再提案 |
| | <p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <p>1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの</p> <p>2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの</p> | <p>1 条例・規則等については、幕別町の条例・規則等を適用する。</p> <p>2 各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえ規定の整理を行うものとする。</p> |

| 区分 | 現況 | | 調整の具体的内容 | |
|----------|--|--|----------|-----|
| | 幕別町 | 忠類村 | 決定済 | 再提案 |
| 条例等の制定状況 | 条例 202本 規則 181本 その他（規程、要綱等） 302本 計 685本 | 条例 150本 規則 114本 その他（規程、要綱規約等） 120本 計 384本 | | |